

○ 長崎県市町村職員共済組合定款及び諸規則等を左横書きに改正する規則

〔平成26年2月21日  
規則第160号〕

(目的)

第1条 この規則は、この規則の施行の際現に効力を有する定款、規則、細則、規程及び要綱（以下「既存の定款等」という。）の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(形式)

第2条 既存の定款等の形式は、左横書きに改正する。この場合において、左横書きの場合の配字は、縦書きの場合の配字と同様とし、縦書きの場合における右方又は上方は、左横書きの場合においてはそれぞれ上方又は左方とする。

2 前項の規定は、既存の定款等において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第3条 既存の定款等中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 章、条、表及び様式の番号に用いる漢数字	アラビア数字
2 号の番号に用いる漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
3 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
4 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
5 表又は様式中その内容を細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
6 漢数字（次に掲げるものを除く。） (1) 固有名詞の一部又は全部として用いるもの (2) 熟語の一部として用いるもの (3) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (4) 数字の単位として用いるもの（十、百及び千を除く。） (5) 1の項及び2の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改められたものとする。）
7 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
8 上欄	左欄
9 下欄	右欄
10 右欄	上欄
11 左欄	下欄
12 促音に用いる「っ」	「っ」

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。